



長野県報

7月1日(木)
令和3年
(2021年)
第217号

目次

規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則(人事課) 1

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(こども・家庭課児童相談療育支援室、障がい者支援課) 1

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則(建築住宅課公営住宅室) 5

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) 7

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 8

公共測量の実施(2件)(建設政策課) 8

公共測量の終了(2件)(建設政策課) 9

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) 10

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 10

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 11

公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課) 12

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) 14

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 14

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(情報管理課) 15

訓令

副知事の担当事務に関する規程の一部改正(人事課) 19

規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第90号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則(昭和39年長野県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第1項中「小岩正貴」を「関昇一郎」に改める。

附則

この規則は、令和3年7月3日から施行する。

人事課

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第91号

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第4条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 婦人保護施設は、同意その他これに類するもの(以下この項において「同意等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該同意等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第13章 雑則(第38条) 附則」に改める。

第12章の次に次の1章を加える。

第13章 雑則

(電磁的記録等)

第38条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 児童福祉施設及びその職員は、同意その他これに類するもの(以下この項において「同意等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該同意等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第18章 雑則(第62条) 附則」に改める。

第17章の次に次の1章を加える。

第18章 雑則

(電磁的記録等)

第62条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(条例第9条第1項(条例第55条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118条の12第1項及び第118条の18第1項において準用する場合を含む。)、第13条(条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118条の12第1項、第118条の18第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。)、第47条第1項、第63条第1項及び第120条の5第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)による

ことができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第10章 雑則(第23条) 附則」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第23条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第7条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(条例第4条第1項及び第7条並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第11条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

施行規則の一部改正)

第7条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第6条 地域活動支援センター及びその従業者は、記録、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第6条 福祉ホーム及びその従業者は、記録、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第8章 雑則(第36条) 附則」に改める。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(条例第13条第1項(条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条から第60条の2の2まで、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)及び第17条(条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条から第60条の2の2まで、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

